

市では「富士見市男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、個人の能力が尊重される社会を目指して“いっぽいっぽ”取り組みを進めています。



関 人権・市民相談課 ☎271

男女共同参画キーワード

【女性に対する暴力をなくす運動】

暴力は、決して許されるものではありません。特に、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなどの暴力は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。毎年11月12日～25日の2週間、暴力の予防と根絶に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国的な運動として行っています。

また、本運動では年齢・性別を問わず相談できる窓口の周知も行っています。

～令和8年度のテーマ～

「その不安を話すだけでもいいんです」

「我慢しなきゃ」「心配かけたくない」「証拠がないし」「悔しい」「断れなかった」…

その不安を話すだけでもいいんです。

相談できないことほど、相談してください。

年齢・性別を問わず相談できます。



性犯罪・性暴力に関する相談窓口

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
☎ #8891 (はやくワンストップ)
電話をかけると、最寄りのセンターにつながります。
- 性犯罪被害相談電話(警察) (24時間受付)
☎ #8103 (ハートさん)
警察の性犯罪被害相談電話につながります。
- 性暴力に関するSNS相談(毎日午後5時～9時)
Cure time (キュアタイム)
メールでの相談や、外国語での相談もできます。



恋人・パートナーからの暴力に関する相談窓口(緊急の場合は110番通報)

- 埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

水・金・日曜午後3時～9時

(年末年始を除く)



- With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)

☎048-600-3700

月・火・水・金・土曜/午前9時30分～午後8時30分

日曜、祝・休日/午前9時30分～午後5時

※木曜・年末年始を除く

インターネット相談(24時間受付)



- DV相談+(プラス) (24時間受付)

☎0120-279-889 (つながはやく)



- 富士見市役所 人権・市民相談課

DV相談、女性相談(要予約) ☎272

- 富士見市配偶者暴力相談支援センター

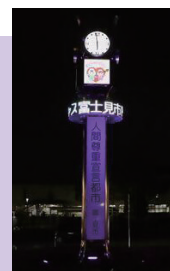
☎049-293-7260

月～金曜/午前8時30分～午後5時15分(祝日、年末年始を除く)



パープルライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、運動期間中は、市役所前交差点にある都市宣言塔をライトアップします。



男女共同参画セミナー 男性はハラスメントにどう向き合うか

ハラスメントには、加害者、被害者、そして第三者の立場があり得ます。加害者にならないように、かと言って過度に恐れ過ぎず、身近にそうしたケースを目にしたときにどう振る舞えばよいのかなど、男性学の視点を交えながら、一緒に考えていきます。

とき 11月22日(日)午後2時～3時30分

場所 ピアザ☆ふじみ

定員 40人(無料、申込順)

ほか 手話通訳・託児(1歳～未就学児、若干名)は11月16日(月)までに要予約

共催 富士見市男女共同参画推進会議、市

申込 11月4日(水)午前9時から

Web・電話・窓口で

問・申込先

人権・市民相談課 ☎271



講師/西井 開氏
立教大学大学院社会デザイン研究科特任准教授